

道路運送車両法に基づく浜松市長の処分に係る標準処理時間の基準について

平成22年1月15日 制定

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理時間は、次のとおりとする。

許認可等の内容	根拠法令	根拠条項	標準処理時間
臨時運行の許可	道路運送車両法	34 - 2	1日